

年400万円の非常勤役員報酬に過大裁決

Q：非常勤の役員に支払った報酬が過大かどうかで争われていた事件があるそうですが、その裁決の内容を教えてください。

A：国税不服審判所は、同族会社の非常勤役員報酬の過大部分を否認した税務署処分を支持する裁決を下しました。

【解説】

この審査請求事件は、パチンコホールを営む有限会社が請求人で、この会社では非常勤かつオーナーの親族である役員3名に、年400～900万円程度の報酬を支払っていました。税務署ではこれに対し、類似法人での非常勤役員の年報酬を基に過大認定を行い、国税不服審判所でもこの判断をおおむね認める裁決を下しています。

この裁決で注目されるのは次の3点です。

- (1)役員報酬額が年400～900万円程度でも過大部分が認定されたこと
- (2)過大部分の算定に必要な類似法人の抽出件数が3～4件程度であったとしても合理性が認められるとしたこと
- (3)抽出類似法人の特定、開示は必要としないとしたこと

平成10年度の改正では、いわゆるオーナーの親族等であれば、たとえ使用人身分であっても過大給与等の認定が行われる制度が設けられるなど、非上場同族会社に対する税務当局の姿勢は厳しいものとなっています。

